福井市告示第25号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき、次のとおり本市の字の区域を変更したので、同条第2項の規定により告示する。

なお、字の区域の変更の効力は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条において準用する同法第54条第4項の規定による団体営土地改良事業市ノ瀬第二地区に係る換地処分の公告があった日の翌日から生ずるものとする。

平成 2 1 年 2 月 2 0 日

福井市長 東 村 新 一

次の区域を市ノ瀬町56字西火打谷に編入する。

	町	字	地番
市	〕ノ瀬町	5 5 字 上火打谷	3 の一部 4 の一部
	これらの	区域に隣接する道路	各及び水路である市有地の全部

次の区域を市ノ瀬町57字下火打谷に編入する。

囲丁	字	地番	
市ノ瀬町	5 5 字 上火打谷	1 2 3の一部 4の一部 5	か
		ら 1 0 まで	
これらの	D区域に隣接する道路	路及び水路である市有地の全部	